5.119
付加分配：ホンジュラス、メキシコ及びペルーでは、3500―3750kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。
5.120（未使用）
5.121（未使用）
5.122
代替分配：ボリビア、チリ、エクアドル、パラグアイ、ペルー及びウルグアイでは、3750―4000kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に分配する。
5.123
付加分配：ボツワナ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ共和国、スワジランド、ザンビア及びジンバブエでは、3900―3950kHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で放送業務に分配する。
5.124（未使用）
5.125
付加分配：グリーンランドでは、3950―4000kHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。この周波数帯で運用する放送局の電力は、国内業務に必要な限度を超えてはならず、かつ、いかなる場合にも５kWを超えてはならない。
5.126
第三地域では、3995―4005kHzの周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。
5.127
海上移動業務による4000―4063kHzの周波数帯の使用は、無線電話を使用する船舶局に限る（無線通信規則第52.220号及び付録第17号参照）。
5.128
4063―4123kHz及び4130―4438kHzの周波数帯は、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、平均電力が50Wを超えない固定業務の局であって、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに例外的に使用することができる。さらに、アフガニスタン、アルゼンチン、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボツワナ、ブルキナファソ、中央アフリカ、中華人民共和国、ロシア、グルジア、インド、カザフスタン、マリ、ニジェール、パキスタン、キルギス、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、平均電力が１kWを超えない固定業務の局であって、海岸から少なくとも600km離れたものは、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、4063―4123kHz、4130―4133kHz及び4408―4438kHzの周波数帯で運用することができる。
5.129（未使用）
5.130
4125kHz及び6215kHzの搬送周波数の使用条件は、無線通信規則第31条及び第52条に定める。
5.131
4209.5kHzの周波数は、海岸局の狭帯域直接印刷技術による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用する。
5.132
4210kHz、6314kHz、8416.5kHz、12579kHz、16806.5kHz、19680.5kHz、22376kHz及び26100.5kHzの周波数は、海上安全情報（ＭＳＩ）の送信のための国際周波数とする（無線通信規則付録第17号参照）。
5.132A
無線標定業務の局は、固定業務又は移動業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。無線標定業務による使用は、決議第612（ＷＲＣ―12、改）に従って運用する海洋レーダーに限る。
5.132B
代替分配：アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、4438―4488kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動（Ｒ）を除く移動業務に分配する。
5.133
業務の種類の地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、ニジェール、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、5130―5250kHzの周波数帯は、一次的基礎で移動業務（航空移動を除く。）に分配する（無線通信規則第5.33号参照）。
5.133A
代替分配：アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、5250―5275kHz及び26200―26350kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に分配する。
5.134
5900－5950kHz、7300－7350kHz、9400－9500kHz、11600－11650kHz、12050－12100kHz、13570―13600kHz、13800―13870kHz、15600―15800kHz、17480―17550kHz及び18900―19020kHzの周波数帯の放送業務による使用は、無線通信規則第12条の手続が適用される。主管庁は、決議第517（ＷＲＣ―07、改）の規定に従い、これらの周波数帯をデジタル変調方式の導入推進のために使用することが要請される。
5.135（未使用）
5.136
付加分配：5900―5950kHzの周波数帯は、無線局の所在する国の領域内でのみ通信を行う場合には、次の業務に使用することができる。
固定業務（全三地域）
陸上移動業務（第一地域）
航空移動（Ｒ）を除く移動業務（第二地域及び第三地域）
ただし、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。
5.137
6200―6213.5kHz及び6220.5―6525kHzの周波数帯は、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、平均電力が50Wを超えない固定業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに例外的に使用することができる。これらの周波数の通告に際しては、無線通信局は、この条件に注意喚起する。
5.138
6765―6795kHz（中心周波数6780kHz）、無線通信規則第5.280号に定める国を除く第一地域の433.05―434.79MHz（中心周波数433.92MHz）、61―61.5GHz（中心周波数61.25GHz）、122―123GHz（中心周波数122.5GHz）及び244―246GHz（中心周波数245GHz）の周波数帯は、産業科学医療用（ＩＳＭ）に分配する。ＩＳＭのためのこの周波数帯の使用は、当該主管庁が、影響を受けるおそれがある無線通信業務を有する主管庁の同意を得て、それに特別の承認を与えることを条件とする。主管庁は、この規定を適用するに当たっては、ＩＴＵ―Ｒの最新の関連する勧告を十分尊重しなければならない。
5.138A
6765―7000kHzの周波数帯は、2009年３月29日までは、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配する。同日後、この周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動（Ｒ）を除く移動業務に分配する。